

入院時の食事にかかる患者負担額

令和7年4月1日より変更になります

厚生労働省からの通知に基づき、令和7年4月1日より
入院時の食事療養費の負担額を下記のとおり変更いたします。

入院時の食事療養の標準負担額（患者負担分）			
区分		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
70歳未満の患者様	70歳以上の患者様	1食につき	1食につき
区分ア	現役並みⅢ	490 円	510 円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	230 円	240 円
	低所得Ⅰ	110 円	110 円 （変更なし）

※指定難病又は小児慢性特定疾病の方は 280 円から 300 円へ変更となります。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

沖縄県立中部病院